

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年8月26日
担 当 課	契約課

契約業者名・住所	富士通 Japan 株式会社 東日本公共ビジネス統括部（千葉） 統括部長 高橋 章史 千葉市中央区新町3 - 13
工事等の名称	令和8年度松戸市統合内部事務システム（契約管理他）改修業務委託
工事等の場所	松戸市の指定する場所
種 別	情報処理 システム開発・ソフトウェア開発
工事等期間	令和8年7月31日 ～ 令和9年3月31日
契約金額	9,060,480 円
工事等の概要	電子契約システムを利用するにあたり、より利便性と業務効率化に寄与できるように統合内部事務システムを改修する。
随意契約の理由	本業務を適正に遂行するためには、下記の要件の全てを充足する事業者を選定することが必要不可欠です。 1 松戸市の統合内部事務システム及びサブシステムである契約管理システムの構成を熟知していること。 2 松戸市の文書管理システムのデータベース、コード定義を理解していること。 3 松戸市の情報系ネットワークポリシーを熟知していること。 4 障害発生時に原因を特定し、迅速かつ的確な対応が可能であること。 5 個人情報管理及び松戸市情報セキュリティポリシーを遵守できること。 富士通 Japan 株式会社は、統合内部事務システムの導入及び保守事業者であることから契約管理システムの環境・設定作業等を熟知しており、上記の要件を充足する唯一の事業者です。本業務委託の性質及び目的を勘案すれば、価格競争により契約相手方を決定する入札とは親和せず、事業者の特性や実績に重点をおいた選定を行うことが適切と思料されます。 以上のことから本システムを有する富士通 Japan 株式会社 東日本公共ビジネス総括部（千葉）を地方自治法167条の2第1項第2号の規定により随意契約の相手方として選定するものです。